

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等にかかる 事務の効率化等の実現に向けた指定都市市長会要請

近年、エネルギー価格や食料品価格をはじめとする物価の上昇が続いており、住民生活や地域経済に長期的かつ深刻な影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、国においては、市町村が地域の実情に応じて物価高騰対策を講ずることができるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）を創設し、全国の市町村において、生活者及び事業者へ多様な支援を実施してきた。

また、今般の中東情勢等が我が国の経済に与える影響は不透明であることから、今後も、住民生活を守り抜くための物価高騰対策がより一層重要となってくる。

一方で、市町村においては、複雑化、多様化する地域課題や、急激に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため、今後の更なる人口減少社会を見据えつつ、一層の事務の効率化が求められている。

このような状況下において、重点支援地方交付金を原資として、令和6年度の国補正予算まで全国で実施した給付金事業や、地域の実情に応じた物価高騰対策に取り組むことができる推奨事業メニューを活用して現在多くの市町村が実施している給付金事業は、市町村がシステム改修や申請・給付手続き等を個別に対応する非効率な仕組みとなっている。加えて、特に人口規模の大きい指定都市では、対象者が多く、極めて過大な事務負担が生じている。このため、今後、給付金事業のような全国的に実施すべき施策を講ずる場合などは、国が一律の制度設計を行うとともに、直接実施し、市町村が本来の住民サービスに集中できるようにすべきである。

また、重点支援地方交付金における現行の交付限度額の算定では、財政力指数や、年少人口・高齢者人口の対全国比等が勘案されるため、市町村により住民一人当たりの交付限度額に看過できない差が生じている。しかし、物価高騰は、誰もが影響を受ける全国的課題であり、住む地域によって受けられる支援メニューの水準に差が生じていることは望ましくなく、より公平な配分とすべきである。

については、今後、給付金事業のような全国的に実施すべき施策や地域の実情に応じた物価高騰対策事業を行う際は、下記の点を踏まえて実施するよう要請する。

記

- 1 全国的に共通して実施すべき施策については、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が一元的に給付事務の仕組みを構築した上で、実施主体となり、自らの責任において実施すること。
- 2 地域の実情に応じて物価高騰対策に取り組む事業については、住民一人当たりの交付限度額に格差が生じないように、必要な額を公平に配分すること。

令和8年7月9日
指定都市市長会